

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部・佐藤

税理士・青木 信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

☞ 平成26年度の年金額の改定について

厚生労働省は、平成26年度の年金額を0.7%引き下げると発表しました。これは、国民年金、厚生年金を受給しているすべての人が対象となり、受取額が変わるのは、4月分の年金が支払われる6月からです。

◇年金額改定の経過について

年金額は物価と賃金の変動に応じて毎年度改定しますが、現在支給されている年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下がったにもかかわらず特例的に据え置いた影響で、本来の水準より高い「特例水準」となっています。

そこで、去年10月分から1%の引き下げが実施されましたが、まだ本来の水準より1.5%高いままです。そのため、年金額は段階的に引き下げられることになっており、平成26年度は1%の減額が予定されていましたが、平成25年の物価や賃金の変動を考慮して引き下げ幅が縮小されることになりました。

0.7%の引き下げで、国民年金を満額で受給している人は、月額6万4,875円から475円減って、6万4,400円となります。夫婦2人の標準的な世帯では、厚生年金が22万8,591円から1,666円減って22万6,925円となります。

なお、厚生労働省では、平成27年4月にさらに0.5%引き下げる予定です。

◇年金保険料の引き上げ

平成16年度の制度改正により、国民年金と厚生年金の保険料が平成29年度まで毎年引き上げられることが決定しています。平成26年度の国民年金の保険料は4月分から210円上がり、月額1万5,250円になります。そして、会社員が加入する厚生年金の保険料率は、毎年0.354%引き上げられており、現在17.12%（労使折半で負担）ですが、今年9月分から17.474%となります。

さらに、厚生労働省は4月から2年間の国民年金保険料を前払いできる制度を導入するため、平成27年度の国民年金保険料を発表しました。それによりますと、平成27年度は平成26年度よりさらに月340円引き上げられ1万5,590円となります。

こうした保険料引き上げの背景には、少子高齢化による年金財政の悪化という現状があります。年金受給者が増える一方で、それを支える年代の人口が減少し続けているのです。

◇国民年金保険料の徴収強化

厚生労働省は来年度から、所得が年間400万円以上で13ヶ月連続して国民年金保険料を滞納している人全員に対し、財産を差し押さえる旨を予告する督促状を送り、強制徴収をする方針です。対象者は約14万人といわれます。

支払いが可能であるにもかかわらず保険料を納付しない滞納者が多数いることは、真面目に納付している方の納付意欲を削ぐことにもなりかねず、連帯の仕組みを危うくすることになるためということです。

納付しなかった場合には税金のように延滞金が課せられ、財産を差し押さえる前の督促も実施されません。督促に応じない場合には財産を差し押さえられることとなります。

◇協会けんぽ保険料は、3年連続で据置き

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成26年度における保険料率（全国平均）について、3年連続で10%に据え置く方針を決めました。各都道府県ともに保険料率は変更しません。財政難ではあるものの、大企業の健康保険組合に比べ料率が高いことから、準備金を取り崩すことにして、労使の負担がさらに増えることを避けるねらいです。

◇協会けんぽの介護保険料率引き上げ

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成 26 年度の介護保険料率を 1.72%に引き上げる（前年度比 0.17 ポイント増）ことを発表しました。介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）も増加し、700 億円程度の赤字が見込まれるためです。

👉 競業避止の有効性

◇競業避止とは？

競業避止とは、自社の社員が同業他社に再就職しないように禁止することをいいます。会社としては、社員が在籍している間に得たノウハウや情報を同業他社で利用されたりすれば、損失は計り知れないものがあります。そうしたリスクを考えると、できるだけ退職する者には同業他社に転職してほしくないものです。そこで、社員に競業避止の義務を課すことになるわけですが、果たして、実際のところ競業避止の有効性はどの程度なのでしょう？

◇競業避止の条件について

まず、この問題で真っ先に押さえておかなければならないのは、憲法 22 条です。いわゆる、「職業選択の自由」を定めた条文で「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」としています。つまり、競業避止は、この憲法 22 条を制限することになるため、これを有効にするのはかなり大変ではあります。

ただ、裁判例では「競業避止の内容が必要最小限の範囲であり、また当該競業避止義務に従業員に負担させるに足りうる事情が存するなど合理的なものでなければならない」（平 12.6.19 大阪地裁判決）と条件つきで認めたものや、「習得した業務上の知識、経験、技術は労働者の人格的財産の一部をなすもので、これを退職後にどのように生かして利用していくかは各人の自由に属し、特約もなしにこの自由を拘束することはできない」（昭 43.3.27 金沢地裁判決「中部機械製作所事件」）と、特約がなければ競業避止の義務を課すことはできないとしたものもあります。

競業避止に関する裁判例は数多くあるため有効性の基準を定めるのは困難です。しかしながら、数多くある裁判例を見ると、認められるか否かは下記の条件を総合的に満たしているかどうか重要なポイントになっているのも事実です。

1. 競業避止の対象となる期間、地域、業種や職種を限定している
2. 在籍中に特別な業務を行っていた
3. 何らかの代償的な手当を支払っていた
4. 誓約書や就業規則で定めている

このようにならかなり限定的な条件が示されており、特に社内における地位の高い者で重要な業務を担っていることが必要だと言うことができます。そのため、一般社員に関しては余程のことがない限り、認められることがないでしょう。

また、競業避止の期間が話題になることもよくありますが、これもケース・バイ・ケースとなっており、3 年で認められたケースもあれば 1 年でも認められなかったケースもあります。そのため一般的には 2 年程度が妥当として誓約書や就業規則に 2 年と設けているケースが多いようです。

競業避止は特に判断が難しい事項ですから、お悩みがございましたらまずは弊所にお問い合わせください。



さくら草

2 月に 2 週続けての記録的な降雪でしたが、以前には 4 月に降った記録も有るとの事でまだまだ油断は禁物です。家族にも“長靴とスコップを用意しないと”と言ったら大袈裟だと一蹴されてしまいました。昔は雪が降れば町内会総出で雪かきをしたものですが、今は出て来る人は高齢者ばかりで若い人を見かけなくなり寂しい気がします。このところ、マスクをしている人が増えました。花粉症・PM2.5 の襲来も気になります。気をつけましょう。